

第1回開智認定こども園（仮称）整備・運営法人選考評価等委員会 会議録

日 時：平成28年6月22日（水）午後4時30分から午後5時45分まで
場 所：京都市保健福祉局会議室
出席委員：安藤和彦，稲葉英理子，岩永愛，清水智，寺田敏紀，藪下清二（敬称略：五十音順）※計6名（欠席者なし）
事務局：保健福祉局子育て支援部保育課 上田課長，長谷川担当課長，教育委員会事務局指導部学校指導課 辻担当課長

【長谷川課長】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第1回開智認定こども園（仮称）整備・運営法人選考評価等委員会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます保育課施設整備・待機児童対策担当課長の長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、本委員会の委員数6名のところ、全委員の皆様には御出席いただいております。委員会が有効に成立していますことを御報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、保育課長の上田から御挨拶を申し上げます。

【上田課長】

保育課長の上田と申します。

本日は、委員の皆様には、お忙しいところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から本市の子育て支援施策の推進に、御理解と御協力を賜りまして、改めて御礼申し上げます。

さて、本委員会におきましては、開智幼稚園の認定こども園移行について御審議いただくこととなります。開智幼稚園は明治21年に、開智小学校の保育科として附設開園して以降、現在に至るまで、地域の幼児教育施設として親しまれてまいりました。しかし、近年の共働き世帯の増加などの社会情勢の変化に伴いまして、開智幼稚園の園児数は減少傾向がございます。一方で、保育ニーズが高まっている状況を踏まえまして、昨年8月に、地元の開智自治連合会様から、地域の子育て家庭に真に必要なとされる施設として発展をさせるため、幼保連携型認定こども園への早期移行を求める要望書を本市に提出いただいたところでございます。

本市におきましては、いただきました御要望に基づき、教育委員会、保健福祉局が連携し

て検討を進めてまいりました。開智幼稚園の認定こども園移行は、地域の子育て環境を大きく向上するものと認められることから、先般、市会の教育福祉委員会において、その方針に基づいて取組を進めていく旨、報告を行ったところです。今後、本委員会においては、開智幼稚園の伝統を引き継ぎ、地域との信頼関係を構築し、円滑に認定こども園の施設整備と運営を実施できる法人の選定・審査に当たっていただきます。施設整備計画や法人運営、保育内容、地域との連携等について、皆様の学識、そして御経験を踏まえて十分に御審議いただけるものと御期待申し上げております。委員の皆様には、慎重かつ熱心な御審議をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【長谷川課長】

次に、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。五十音順で安藤委員からよろしくお願いたします。

【安藤委員】

京都文教短期大学の安藤と申します。よろしくお願い致します。

【稲葉委員】

子どもを幼稚園に通わせております稲葉と申します。よろしくお願い致します。

【岩永委員】

税理士の岩永と申します。よろしくお願い致します。

【清水委員】

会社員の清水と申します。よろしくお願い致します。

【寺田委員】

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターの寺田と申します。よろしくお願い致します。

【藪下委員】

開智学区の自治連合会の会長をしております藪下と申します。よろしくお願い致します。

【長谷川課長】

ありがとうございました。次に、事務局の職員の紹介をさせていただきます。保健福祉局保育課長の上田でございます。教育委員会学校指導課担当課長の辻でございます。改めまして私、保育課施設整備・待機児童対策担当課長の長谷川でございます。

続きまして、本日の資料の御確認をお願いいたします。資料1として『開智認定こども園

(仮称) 整備・運営法人選考評価等委員会設置要綱』を付けさせていただいております。資料2-1として『整備運営法人募集要項』, 資料2-2として『応募申請書』を付けさせていただいております。この応募申請書も募集要項の一部になりますが, 便宜的に別綴じにさせていただきます。資料3は参考としまして, 関係法令等を付けさせていただきます。不足等はありませんでしょうか。

それでは, 1つ目の議題に入りたいと思います。1つ目の議題は, 委員長の選任でございます。資料1を御覧ください。第6条にありますように委員会に委員長を置くこととしております。委員長には, この委員会の会務を総理していただくこととしておりますが, 下線を引いた第2項にございますように, 委員による互選で決めさせていただくこととなっております。どなたか, 御推薦がございましたら, 御発言をお願いいたします。

【寺田委員】

安藤委員を御推薦させていただきたいと思います。安藤委員は, 児童福祉に大変造詣が深く, 京都市の委員も歴任されていますので, 適任ではないかと考えます。

【長谷川課長】

ただいま安藤委員を推薦する御意見がございましたが, 他に御意見ございませんでしょうか。

[意見なし]

他に御意見ございませんので, 安藤委員に委員長をお願いしたいと思いますが, いかがでしょうか。

[異議なし]

皆様よろしいようですので, 安藤委員に, 委員長に就任いただき, この後の進行をお願いしたいと思います。安藤委員, 委員長席に移動していただきますようお願いいたします。

<安藤委員, 委員長席に移動>

【安藤委員長】

それでは, 今後, 私のほうで進行させていただきたいと思います。御協力のほどよろしく申し上げます。先ほど皆様に確認していただきました資料1の「開智認定こども園(仮称)整備・運営法人選考評価等委員会設置要綱」によりますと, 第6条第4項に「委員長に事故があるときは, あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する」とあります。私に万が一, 事故があった場合に職務を代わって行っていただく委員をあらかじめ決めておくということですが, こちらは寺田委員をお願いしたいと思います。寺田委員, よろしいでしょうか。

【寺田委員】

分かりました。

【安藤委員長】

ありがとうございます。それでは、委員長の職務代理者は、寺田委員ということで、よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。本日の次第によりますと、2つ目の議題は、「開智認定こども園の整備・運営法人に係る募集条件」についての審議となっております。まずは、募集条件について、事務局から説明をお願いします。

【長谷川課長】

それでは、募集条件について、御説明をさせていただきます。ページ数は、右下のページ数が通し番号になっておりますので、右下のページ数をご覧ください。

資料2-1の1ページを御覧ください。開智幼稚園の認定こども園への移行等を実施する法人を募集する趣旨について、先ほど上田課長の御挨拶にもありましたように、開智幼稚園は明治21年4月に附設開園以来、地域の幼児教育施設として親しまれてまいりました。地域の皆様には様々な形で御支援をいただく一方、開智幼稚園としても地域活動に積極的に参加するなど地域の活性化に貢献してきています。

しかしながら、近年の保育ニーズの高まりを受けまして、開智自治連合会から早期の幼保連携型認定こども園への移行を求める要望書が本市に提出されました。本市といたしましても、認定こども園への移行は大きなメリットがあると考えておりますので、これまでの開智幼稚園の歴史を十分に理解し、地域に根ざした開智幼稚園の伝統を引き継ぐ認定こども園を整備・運営していただく法人を募集するものでございます。

続いて、2ページには、開智幼稚園の概要を記載しております。定員は90人ですが、実際の園児数は半分以下の42人になっております。とりわけ4歳児が少ない状況になっております。

続いて、認定こども園整備に供する用地について、52ページを御覧ください。資料を横長に見ていただきますと、下が御幸町通、上が麩屋町通、左手が南側に当たり高辻通になります。薄い網掛けが現開智幼稚園の敷地でございます。認定こども園の整備は原則この範囲で行うこととなります。面積は886.27㎡でございます。濃い網掛け部分は、元開智小学校のグラウンドで、グラウンドをL字に取り囲むような形で、かつての元開智小学校の校舎がございます。現在、この校舎及びグラウンドは京都市教育委員会の学校歴史博物館の所管となっております。グラウンドにつきましては、認定こども園の園庭として、目的外使用許可により使用することができます。具体的な使用範囲や期間等は、学校歴史博物館・開智自治連合会・整備運営法人の三者で協議のうえ、最終的には教育委員会で定めることとしております。詳細につきましては、14ページの下段に記載しておりますので、御確認いた

だきたいと思います。

続きまして、4ページの「5 申請資格」について、御説明させていただきます。(1)についてですが、本事業については、整備運営法人による地域性の理解が重要であること、法人の運営実績の把握ができること等から、申請日時点において、認定こども園、認可幼稚園又は認可保育所を京都市内で運営している学校法人又は社会福祉法人であることを条件に付しております。

1項目戻りまして、「4 整備・運営条件」について、御説明させていただきます。17ページの別紙1を御覧ください。整備運営法人を選定後、速やかにこの内容で基本協定を締結する予定にしております。

施設の名称、地域連携等については、開智自治連合会と協議をする中で、地域の要望を踏まえて条件設定をさせていただいているものでございます。施設の名称については、「名称に「開智」を含むこと」、地域連携については、「開智幼稚園の歴史と伝統を引き継ぎ、開智自治連合会と十分に連携するとともに、近隣との良好な関係に努めること」としております。また、開智幼稚園は、洛央小学校との連携を密にしておりますので、これを継続することを基本事項に入れさせていただいております。

次に施設整備について、「既存建物解体後に新園舎を建設すること」としており、この詳細については、10ページの下段から11ページの上段に掛けて記載しておりますので、御覧いただけたらと思います。

次に施設整備の3つ目の項目で、「保育ニーズの状況に応じて、将来的に増築等により、更に受入枠を拡大できるような整備計画とすること」を条件として掲げております。

1項目飛ばしまして、「駐輪スペースを十分に確保することに加え、保護者への指導を徹底するなど、送迎車両対策に万全を期し、路上駐車等により近隣に迷惑が掛かることがないようにすること」としてしております。敷地内に駐車場を設けることを否定しているわけではありませんが、後ほど説明しますとおり、御幸町通沿いに立派な石塀がございます。この石塀は文化財に指定されており、撤去することができませんので、園の敷地への送迎車両の出入りは現実的には難しいと考えており、基本としては、駐輪スペースの確保を求めているものでございます。

更に1項目飛ばしまして、「新園舎の屋上に学校歴史博物館グラウンド照射用の夜間照明の設置を認めること」としてしております。現園舎にも夜間照明が付いているのですが、照明を法人が設置するというのではなく、地域が新園舎に照明を設置することを認めていただくということでございます。

次の項目の「和室を設けること」についてですが、これは他の保育所の整備の際にも求めているものでございます。

次に定員・運営の項目についてでございます。

1つ目の項目で、「平成30年4月1日に幼保連携型認定こども園を開園させること」としてしております。法人選定後のスケジュールについては、15ページの下段に記載させていただきます。

だいております。平成28年12月頃に整備運営法人を選定後、基本協定を締結し、30年4月の開園に向けて進めていくということでございます。

次の項目の定員の設定については、1号認定が45人、2・3号認定が90人でございますが、2・3号認定は定員外入所が20%未満まで受け入れられますので、これについては、最大限受け入れていただきたいと考えております。ただし、先ほどもありましたように、運営開始後の状況を勘案して、本市が要請した場合には増築等により定員の拡大をお願いすることがあります。

次の項目は、通園区域の考え方でございます。20ページに詳細を記載しておりますが、1号認定の子どもについて、現在の通園区域の子どもを優先して受け入れたうえで、更に定員にゆとりがある場合に、区域外の子どもを受け入れていただく形で考えております。

定員・運営の項目の下から2番目の項目ですが、「平成29年度末時点で楊梅幼稚園に通園する開智幼稚園通園区域の園児が平成30年4月の認定こども園開園時に転園を希望した場合は、優先的に受け入れること」としてしております。開智幼稚園は平成28年度末、来年3月末をもちまして、一旦閉園となる予定です。そして、来年度1年間、29年4月から30年3月に掛けて、整備運営法人において整備工事をしていただきますが、この間、開智幼稚園の園児については、楊梅幼稚園に転園していただくことになっております。その園児が、認定こども園の整備が終わって、認定こども園に戻りたいと希望された場合には、優先的に受け入れていただくこととしております。

続きまして、維持管理については、先ほども申しましたとおり、御幸町通沿いに石堀がございまして、これは文化財でございまして、石堀は園の土地の上にあるのですが、教育財産として残ります。教育委員会事務局の指示に従っていただき、適切に管理をしていただく形になります。

続きまして、次のページの「一時預かり事業（幼稚園型）を実施すること」については、現在の開智幼稚園は18時まで預かり保育を実施しておりますので、それと同程度以上の内容とすることとしております。

続きまして、「2 職員について」のその他の項目で、「職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと」という項目を入れております。

次に、「3 その他」の1つ目の項目で、第三者評価の受審をしていただくこととしております。

次に、「三者協議会、四者協議会の設置」について、整備運営法人決定後から運営開始までは自治連合会、整備運営法人、京都市の三者で、運営開始から1年間は認定こども園の保護者代表を入れて四者で協議会を設置し、施設的设计・施工、地域連携、運営内容等について協議をすることとしております。

続きまして、18ページが一番下の項目の「引継ぎ」において、「現在開智幼稚園が実施している教育内容及び地域子育て支援事業を引き継ぐこと」としてしております。引継ぎの方法については、別途協議という形としております。

19ページの2つ目の項目では、「アレルギーのある子ども、障害児、被虐待児、家庭支援の必要な子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなどを積極的に受け入れるよう努めること」としております。

続いて、11ページに戻っていただきまして、土地の貸付契約について、(4)のアの(ア)のとおり、借地借家法第22条(一般定期借地権)の規定に基づく定期借地契約を締結いたします。

契約期間については、平成29年4月1日から平成79年(2067年)3月31日までの50年間です。

貸付料については、不動産鑑定評価により決定することとしておりますが、現在、不動産鑑定評価を依頼中のため、結果が出次第、別途保育課のホームページで公表する予定です。

最後に、保証金については、貸付料の2年分に相当する額の保証金を預かることといたします。

説明は以上でございます。

【安藤委員長】

ありがとうございました。募集条件につきまして、事務局から説明をしていただきましたが、これについて、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

【藪下委員】

グラウンドの目的外使用許可について、昨日地元の連合会の役員会で協議をしていた中で、「連合会とも協議をすることにはなっているが、目的外使用許可で使用する頻度はどの程度なのか。毎日のように使われるとなると地域としても認めるのが難しい。使用頻度を知りたい。」という意見がありました。

【長谷川課長】

目的外使用許可部分の使用頻度であります。グラウンドの全面を使うのは、認定こども園で運動会を行われる時など、年数回に限られると考えております。ただし、園庭としての一部分の使用は、基本的には継続して使用されることを想定しております。

【寺田委員】

2点お伺いします。

1点目は、施設整備の関係で、駐輪スペースについて、現実的には何台分くらいを想定しないといけないと考えておられるのか。

2点目は、夜間照明について、現在も付けておられるということですが、周囲にこの照明が当たる可能性もあるので、どのようなことをグラウンドで行われるために、どれくらいの明るさを求めておられるのか。ソフトボールなどの球技をやられるなら、相当明るい照明が

必要になってくると思います。

【藪下委員】

夜間照明は、学区の行事や夜間の活動時に使っています。開智学区というのは市の中心部にありますので、その中で広いスペースがあるところはグラウンドしかありません。また、緊急避難場所にもなっており、色んな意味で学区の気持ちの中心的部分がグラウンドになっています。そのグラウンドを自分たちの宝物として守っていきたいという強い思いを地元としては持っています。

【寺田委員】

それは非常に大事で、私も地元で体振の役員をやっていますが、やるスポーツの内容によって、周囲との摩擦が想定されます。グラウンドゴルフであればそこまでの明るさは必要ないと思いますが、どのようなことをされているのでしょうか。

【藪下委員】

学区で定めている使用規則の中で、球技は駄目という取り決めがございます。そういうわけで、ソフトボールをやることはありません。

【長谷川課長】

今付いている照明を新園舎に付け替えるということによかったでしょうか。

【藪下委員】

そうです。夜間でも消防訓練とかで使うので、照明は付けさせてほしいと考えています。

【長谷川課長】

駐輪台数について、現時点で何台くらいあればいいという答えを持ち合わせている訳ではありません。敷地の使い方との関係で、必要と考えられる台数を御提案いただきたいと考えています。ただし、1号認定の子どもがいるので、保育園よりは送迎の時間が集中することが考えられます。一般的な保育所より、余裕を持った台数にしていきたいと思います。

【藪下委員】

送迎車両については、地元でも一番心配をしているところでもあります。通園範囲が広くなり、御夫婦で働かれるとなると、自転車ではなく車で送迎される方が多いのではないかと思います。送迎車両がどの程度になるかまだ分かりませんが、送迎の時間帯は朝の8時前くらいから出勤と重なり、車の多い時間帯でもあります。高辻通は四条と五条の間で、唯一相互通行のできる道路になっておりますが、送迎時の駐車が一時的とはいえ重なりますと次

に來た車は駐車車両を避けて通らなければならず、大変危険な状態になります。地域としては、送迎車両の問題は特に留意していただきたいと考えています。

【稲葉委員】

駐輪スペースのお話ですが、車での登園を控えてもらう条件で園児を募集されるのであれば、保護者としては、それなりの駐輪スペースの確保はお願いしたいと思います。

【清水委員】

維持管理の部分で、石塀の費用負担が発生することはありますか。

【辻課長】

園の方で、費用を出していただく想定はしておりません。

【清水委員】

法人が適切に維持管理を行うとはどうしたらいいのでしょうか。

【辻課長】

石塀は敷地の上にありますので、石塀の維持に支障のないようにしていただきたいと考えています。

【安藤委員長】

整備運営法人が開智幼稚園の教育・保育内容の在り方を継続するために、教育時間中に現場を見学したいという要望があれば、対応は可能でしょうか。

【長谷川課長】

対応させていただきたいと考えています。ただし、教育活動への影響も考えられますので、見学される際の人数については、1名ないしは2名程度に絞っていただきたいと考えています。

また、法人で現園舎の解体工事も予定していますので、解体工事のための現地確認ということであれば、子どもたちが帰ってからの16時30分以降の時間で調整をさせていただきたいと考えています。

【安藤委員長】

我々委員が書面審査に先立って開智幼稚園の状況を実際に確認に行くことは可能でしょうか。

【長谷川課長】

それも可能でございます。書面審査の日に合わせて日程調整をさせていただきたいと思
います。書面審査の前に園を見ていただいたうえで、書面審査を行うということであれば、
委員の皆様のご負担も減らせるかと考えますが、いかがでしょうか。

【安藤委員長】

そのようにお願いしたいと思います。

開智幼稚園が地元の色々な行事に参加をしてこられて、地域交流を図られているという
ことですが、新たな法人が決定し、今まで続けられてきた行事などに今後も参加をしてもら
いたいものはございますでしょうか。

【藪下委員】

その点についても、役員と話をしていたのですが、現在の開智幼稚園の通園者は比較的
近隣の人たちが多く、地域の人にとっても顔なじみの子が多くいます。祇園祭の時に園からの
希望で、園児に子ども神輿を担いでもらう訳ですが、その時は保護者も付いて来られます。
現在は、ほとんどの保護者が近隣の方ですが、認定こども園になると通園範囲が広くなりま
すので、連合会に対しての意識が今までと同じようにはいかないのではないかとも思っ
ております。そのような中で、できるだけ揉めることのないようにしたいと思っております
ので、予め地域活動に必ず協力してもらおうという訳でなく、お互い地域活動に対し前向きに話
し合って決めていければと考えています。

【安藤委員長】

四者協議の中で、状況に応じて検討していくということによろしいでしょうか。

【藪下委員】

それで結構です。

【安藤委員長】

資料の中に貸付料の額の決定というのがありましたが、不動産鑑定評価により決定しま
すというように記載されております。不動産鑑定評価はいつごろ結果が出ますでしょうか。
エントリーされる法人も気になる部分だと思いますので、時期がある程度分かるよう
でしたら教えていただきたいと思います。

【長谷川課長】

現時点で金額を出せていないのは誠に申し訳ないのですが、7月28日の質疑の回答ま
では公表したいと考えております。

【安藤委員長】

ありがとうございます。他に御意見，御質問ございませんでしょうか。

【稲葉委員】

こども園の施設の名称に「開智」を含むこととありますが，例えば，学校法人に決まったときに，〇〇大学附属開智〇〇という形でも大丈夫でしょうか。

【長谷川課長】

大丈夫です。

【稲葉委員】

〇〇学園とか法人でそれぞれお持ちの名称を付けられたうえでも，開智が入っていれば大丈夫という理解でよろしいでしょうか。

【藪下委員】

開智幼稚園に通園されていた高齢の方々が開智幼稚園がなくなるということに対し，寂しい思いをされておられます。一方，洛央小学校に通学している今の子どもたちに，開智学区と言ってもほとんど分からない状態になっており，若い世代は開智ということに対してこだわりがないようにも思います。開智という名称を入れることに対して抵抗がなければ入れてほしいと思っていますが，入れることに地域として最後まで固執する訳ではありませんので，柔軟に考えさせてもらおうとは考えています。

【寺田委員】

藪下委員は遠慮されてこう言われていると思いますが，開智という名称が入れば素晴らしいと考えておられると理解させていただければよいのではないのでしょうか。

【安藤委員長】

開智といえば，歴史的にいうと京都の教育財産であります。そのことを連想できるような名称であれば嬉しいと思います。地域の歴史でもありますが，京都の教育の歴史でもありますので，新たな法人にも開智という名称を大事にさせていただけるとありがたいと思います。

他に御意見等はございませんでしょうか。

[他に意見等なし]

それでは，3つ目の議題の評価基準の審議に移りたいと思います。まずは，事務局から説明をお願いしたいと思います。

【長谷川課長】

それでは、評価基準について御説明をさせていただきたいと思います。

資料2-1の8ページを御覧ください。このページの下段「8 整備運営法人の選定等」に記載しておりますように、整備運営法人の選定は、書面審査と実地審査、プレゼンテーション審査、ヒアリング審査により実施します。配点については、9ページの表に記載のとおりでございます。運営実績に係る配点が75点、事業計画に係る配点が75点、整備計画に係る配点が50点の合計200点満点で考えております。そのうち、運営実績に係る配点は書面審査と実地審査に分かれており、それぞれ25点と50点ということになっております。原案としてこのような配点にしております。

続きまして、27ページを御覧ください。書面審査の項目及び基準について、大項目の運営実績は、3つの中項目で審査をしたいと考えています。中項目の1つ目が応募法人の組織内連携、2つ目が応募法人の運営管理体制、3つ目が現在運営している認定こども園、幼稚園、保育園の状況でございます。

小項目について、修正がございます。「3 監査指摘に対する改善状況」に「(※)」が抜けておりますので、追記させていただきたいと思います。※印の意味については、欄外を御覧願います。幼稚園のみを運営する法人においては、※印の項目を実施されていない場合がございます。このような場合については、審査の対象外としたいと考えています。つまり、評価項目が存在しないものとして満点からも除外することになります。ちなみに大項目ごとの点数は、表の右下の58点を25点に割り戻して算定します。この58点から※印のうち該当しない項目は差し引いて、計算をすることになります。

項目の説明に戻りまして、小項目の「15 地域との連携」では、現在運営されている園の地域との連携状況を審査していただく項目を設けています。

続きまして、28ページを御覧ください。大項目の事業計画については、7つの中項目で審査をしたいと考えております。

中項目1つ目の運営理念については、小項目の23にありますように、運営理念や運営方針が開智幼稚園を引き継ぐ提案となっているか審査していただく項目を含んでおります。

中項目2つ目の運営計画については、小項目の27-1にありますように、運営計画が開智幼稚園を引き継ぐ適切なものであるかや、27-3にありますように、延長保育や一時預かり事業（一般型）の実施など保護者が利用しやすいものとなっているか、審査していただく項目を含んでおります。

中項目の3つ目の施設運営体制については、職員の配置や人材育成等について審査していただきます。

中項目の4つ目の経営管理計画については、運営の健全性、内部牽制体制について審査していただきます。

中項目の5つ目の危機・安全管理については、事故防止や緊急時の対応等について審査していただきます。

中項目の6つ目の財務状況については、本事業は施設整備を伴いますので、資金計画や借入金の償還計画等について審査していただきます。

中項目の7つ目は、これまでの項目にあがっていない項目で、応募法人がPRしたい事項について審査していただきます。

続きまして、29ページの整備計画を御覧ください。

小項目の52-1については、事業計画などのソフト面の計画実現のため、合理的な整備計画となっているか審査していただきます。

52-5については、先ほど御意見が色々ございました駐輪スペースの設置のほか、敷地外も含めた駐車場の確保について審査していただきます。

53については、法人内部だけでなく、コンサル等外部も含めた事業の実施体制について確認をさせていただきます。

31ページについて、実地審査は運営法人に自己評価をしていただいたうえで、委員会で実地に確認をしていただこうと考えています。

評価の項目につきましては、「第1 子どもの尊重」、「第2 教育・保育の実施内容」、「第3 地域支援機能」、「第4 開かれた運営」となっております。

32ページが一番下の項目「0～2歳については、個別指導計画を作成している。」について、先ほどの書面審査の項目と同様に幼稚園は対象とならないと思いますので、幼稚園は審査の対象外といたします。

4-2の項目につきまして、表の中に文字が納まっていないものがありますので、募集要項の配布時には修正をさせていただきます。

申請書の様式については、資料2-2に綴っております。

こちらにも修正点があり、15ページのタイトルに「運営実績及び事業計画」とございますが、正しくは「運営実績、事業計画及び整備計画」でございます。箱書きの2行目でありましたが、「様式1～48」とありますが、「様式1～49」の誤りでございますので、修正をお願いいたします。

説明は以上でございます。

【安藤委員長】

ありがとうございました。評価基準について、説明をしていただきましたが、御意見、御質問等はございますでしょうか。

【寺田委員】

実地審査というのは、どのような方法で審査するのでしょうか。

【長谷川課長】

例えば、資料2-1の31ページの実地審査の評価項目について、応募法人で自己評価を

していただいたうえで、委員会で実際に運営されている園にお伺いし、運営状況を確認させていただく予定です。

【寺田委員】

整備計画の52-5「敷地外も含めた駐車場の確保など、保護者の送迎車両対策が十分であるか。」について、これは整備計画で確認するのは難しいと思われるので、事業計画で確認をするのがいいかと思います。駐車場の確保を整備計画に書くと車での送迎を認めることが前提になってしまいますが、車での送迎を禁止し、駐車スペースを確保しないというのも一つの提案であるかと思います。52-5では、駐輪スペース等建物以外の部分がどういう状況であるか、具体的に提案できているかどうかを確認したいと思います。どのようなことを実現して、駐輪スペースをどれだけ確保するとしているかを確認する項目にしてはどうかと思います。

【藪下委員】

こんなことを言っているのか分かりませんが、基本的に車に乗って来ることを禁止するのは無理だと考えています。地域としては、予め少しでも駐車場を確保する方向で考えてもらえたらありがたいと思います。高辻通に面した所には空地がありますので、そういったところの確保を一つ考慮に入れてもらえないかと思います。いずれにしても私は未経験なので、どの程度の台数の車が送迎の時に来られるのか分かりませんが、135人の定員になるので結構な数の車が来られるのではないかと考えています。地域としては、送迎車両の問題が近隣と揉める原因になるのではないかと危惧しています。

【長谷川課長】

それでは、駐車場の確保という視点は残して、送迎車両対策をどうするかということについては、事業計画に入れさせていただきたいと思います。

【清水委員】

29ページの52-3で「周囲の景観と調和した園舎のデザインとなっているか。」とありますが、これは資料で分かるものでしょうか。

【長谷川課長】

資料2-2の83ページの添付書類の外観パースが建物のイメージになっております。加えて、立面図、内外仕上表などで確認をしていただくことになります。

【岩永委員】

資金計画について、事業を始めるに当たってどういった費用が掛かるのか、ちゃんと見積

りが取れていないと資金計画自体が裏付けのないものになってしまうと思います。裏付け資料のようなものを一緒に提出してもらうようなことは、できないのでしょうか。

【長谷川課長】

根拠資料の提出までは考えていませんでした。

【岩永委員】

資金計画に、根拠なく数字を入れてもらうのではなく、裏付けが取れるような根拠となる資料、例えば金融機関の借入表や工事の見積書を出してもらった方がいいのではないかと思います。

【寺田委員】

申請時点でそこまで確定させるのは中々難しいのではないかと思います。

【岩永委員】

概算のものでいいのですが難しいでしょうか。

【寺田委員】

本当にやろうとしたら、実施設計までする必要があると思います。通常ですと申請に当たっては、一緒に検討される設計会社が必要になりますが、実施体制を書いてもらう項目はありましたでしょうか。

【長谷川課長】

資料2-2の84ページの上段が整備運営法人の内部の体制、下段が外部の体制を書いてもらう様式になっております。なお、補助金の関係で、施工業者については、補助金の内示の後に入札で選ぶことになります。

【寺田委員】

設計士と一緒に検討されると思いますので、実質的にはこの資金計画には設計士と相談のうえ概算の収支を入れることになると思います。

【岩永委員】

計画書を出してもらってやっていく訳ですが、実際にやってみると当初の金額からかけ離れた金額になってしまうということがあるので、不安に思った次第です。

【長谷川課長】

施工費については、他の事例が数多くございますので、だいたいの平米単価は分かっています。その金額からあまりにもかけ離れた金額が出てきますと、ちょっと低すぎるのではないかと、いったことを事務局で確認できると考えています。

あと、78ページに補助金を記載するようになっておりますが、補助金は国に補助申請をしてから確定するため、確定的な金額をお伝えすることはできませんので、要項には補助額がいくらか記載しておりません。現在の国の制度に基づいて、事務局で概算を出したところ、補助額は2億4千万円程度ということになっています。

【安藤委員長】

選定した事業者がお金が足りなくなった、あるいはスタッフが揃わなくなったということで、辞退をすることになった場合はどうされるのでしょうか。選定時点で次点まで決めてしまうのか、もう一度選定をやり直すのか、ないにこしたことはないですが、もし出てきた時のことを考えておいたほうがいいのではないかと思います。

【長谷川課長】

選定後、基本協定の締結をする訳ですが、資金不足などにより、30年4月にオープンできないということになると、基本協定に違約することになります。そうすると基本協定を破棄し、本市から損害賠償を請求することになります。次の法人をどうやって決めるかについては、検討させていただきたいと思います。

【岩永委員】

審査項目の第三者評価等というのは、何を想定されているのでしょうか。

【長谷川課長】

27ページの小項目の9ですが、第三者評価という仕組みがございまして、受審をしてその評価結果を公表しているかということを審査します。

【安藤委員長】

第三者評価を受審している場合、その結果を提出される法人と提出しない法人で不公平が生じるおそれがあります。必要書類以外のものを付けてこられた場合、事務局でカットしてもらおうといった取扱いを検討する必要があると思います。

【長谷川課長】

資料2-2の27ページにありますように、本要項案では、第三者評価の結果は必要書類として提出してもらおうなっています。基本的にすべて委員の皆様の目に触れること

になります。

【寺田委員】

委員長は、評価結果に審査員が影響されるのではないかと思われている。事務局が評価結果を確認し、評価を受けているという確認だけでは不十分なのでしょうか。

【長谷川課長】

小項目の9は、第三者評価を受けているかどうかで、評価することになります。第三者評価結果の内容については、その他の項目の審査の参考資料という扱いにするというのが、本要項案の趣旨です。もし、事務局で受審の有無の確認をするということであれば、そうさせてもらいますがいかがでしょうか。

【寺田委員】

評価結果を委員が見る必要があると考えておられるのでしょうか。

【長谷川課長】

客観的な評価の資料ですので、見ていただいて審査の参考にさせていただく方がいいかと考えています。

【寺田委員】

評価結果がどのようなものか分からないので、是か非か判断しかねる部分があります。

【安藤委員長】

受審している園のデータはインターネットに出ていますので、実際に見ていただいて、判断していただくのがいいと思います。事務局から案内をしてもらえますか。

【長谷川課長】

分かりました。各委員の皆様に案内をさせていただいて、30日までに調整をさせてもらえたらと思います。

【安藤委員長】

よろしいでしょうか。他に御意見等はございませんでしょうか。

[他に意見等なし]

それでは、本日の審議を踏まえ、事務局において必要な箇所の修正等の作業をお願いしたいと思います。なお、対応につきましては、私の方で事務局と調整し、案を固めたいと思いますが、御一任いただくということによろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【安藤委員長】

それでは、私の方で責任を持って対応をさせていただきます。募集要項が完成しましたら、事務局から皆様のお手元へ送付させていただいたうえで、募集要項の配布を開始したいと思います。

その他、何か御意見等はありませんでしょうか。

他にないようでしたら、本日の審議はこれを持ちまして終了いたします。事務局に進行をお返しします。

【長谷川課長】

本日は熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。以上で、第1回開智認定こども園（仮称）整備・運営法人選考評価等委員会を終了させていただきます。